



## 重度訪問介護と費用負担について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法  
学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

従前、施行されていた障がい者自立支援法に代わり、平成24年6月27日、いわゆる障がい者総合支援法が公布され、「自立」という文言が消え、「基本的人権を享受する個人としての尊厳」という文言が明記された。その立法趣旨・基本理念も、「法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資すること」とされた。そして、同法律に基づく介護給付の中に自立支援給付（重度訪問介護）がある。重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する方に対し、その方の自宅にホームペルパーが訪問して入浴や排せつ、食事などの介護にとどまらず、公共交通機関を使った通院や外出における移動中の介護、見守りなども含まれている。しかし、この重度訪問介護における移動支援は、その移動目的が、「社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出」に限定され、通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出、通年かつ長期

にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は支援の対象外とされ、その移動支援にかかる費用は自己負担で行うことが原則とされている。そのような現状の中、れいわ新選組から参議院議員選挙に立候補して当選した木村英子氏、船後靖彦氏が議員活動を行うために利用する移動支援などについて、議員活動が経済的活動に該当する以上、公費から賄うべきではないのかとの議論が起き、当面、参議院が負担する旨の新聞記事が掲載された。

この問題は、支援拡大に伴つてどちらが経済活動をしている以上、議員活動を行っているなどという「画」的で議論と切つても切り離せない問題であろう。しかし、私個人としては、長きにわたり五体満足な人間のみにかろうじて光が差し、そこから外された数多くの障がい者の歴史を鑑みて、上記基本理念を振り返った場合、経済的活動であつても支援を拡大していくことが必要ではないかと思う。

今回取り上げた重度訪問介護でいえば、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する方への日常生活・社会生活の支援を通じ、我が国が除外とされたのは職業の種類にかかわらず一律な取扱いであるが、参議院議員という国民の代表としての活

動を通じ、支援拡大をどのようにすべきであるのかという点について、遅ればせながら国民の議論を活発にしていく中で考えるいいチャンスだと思つてゐる。

経済活動中の支援については、障がい者が経済活動をしている以上、その際の移動支援や排せつ、水分補給などの支援は障がい者が自ら行うか、雇用する事業者側が考えるべき問題であると捉えられてきたのである。しかし、結局のところ、かかる支援にかかる費用を事業者側が負担せざるを得ない状況を作り出すことは、雇用者側が過重な費用負担を嫌つて、障がい者を雇用する意欲を減退させてしまうことにもなりかねない。また、自己負担とすることは、障がい者の働く機会を実質的に奪ってしまうことにつながつてしまつててしまうのではないかと思う。

今回取り上げた重度訪問介護でいえば、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する方への日常生活・社会生活の支援を通じ、我が国が除外とされたのは職業の種類にかかわらず一律な取扱いであるが、参議院議員という国民の代表としての活